

高知県外での予防接種実施における償還払いの手続きの流れ

四万十市に住民票のある方が、特別な事情により、高知県内での予防接種ができない場合に、接種にかかった費用を高知県広域化予防接種委託料の額を上限とし、支給します。

<特別な事情とは？>

- ・重篤な疾患等により、高知県外の医療機関に入院又は通院している者
- ・里帰り出産等やむをえない事情により、高知県外に滞在し、高知県内の医療機関で接種することが困難な者
- ・その他県内の委託医療機関で接種できないことについて、相当な理由があると市長が認められた者。

<手続きの流れ>

- ① 高知県外での接種を希望する場合は、事前に（予防接種を受ける前に）健康推進課に「予防接種実施依頼書交付申請書」を提出します。
- ② 市は、申請者に対し、「予防接種実施依頼書」を交付します。
- ③ 依頼書を受診先の医療機関に提出し、依頼書に記載する依頼期間内に予防接種を受けてください。
- ④ 予防接種後、償還払いを受けるときは、「四万十市予防接種費用償還払申請書兼請求書」に以下の書類を添えて提出してください。
(※申請期間：接種した日から1年以内)
 - ・予防接種料金を支払ったことを証する書類（原本）
 - ・予診票の原本または写し
- ⑤ 申請内容を審査し、償還払いが決定した場合は、決定通知書により通知するとともに、請求書に基づき支払います。
(請求から支払いまでには1ヶ月程度かかる場合があります。)

【問い合わせ・申請先】

四万十市健康推進課地域保健係 TEL (0880) 34-1823